

千葉市旅館業法施行細則

昭和 63 年 4 月 1 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）及び千葉市旅館業法施行条例（平成 15 年千葉市条例第 12 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第 2 条 施行規則第 1 条に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書（様式第 1 号）によるものとする。

(許可証の交付)

第 3 条 市長は、法第 3 条第 1 項の許可をしたときは、旅館業営業許可通知書（様式第 2 号）及び旅館業営業許可証（様式第 2 号の 2。以下「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 法第 3 条第 5 項に規定する書面は、旅館業営業不許可通知書（様式第 3 号）によるものとする。

3 営業者は、許可証を施設の見やすい位置に掲示するものとする。

(営業者の地位の承継承認申請書)

第 3 条の 2 施行規則第 1 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（様式第 3 号の 2）によるものとする。

2 市長は、法第 3 条の 2 第 1 項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（譲渡）（様式第 3 号の 3）を申請者に交付するものとする。

3 法第 3 条の 2 第 2 項において準用する法第 3 条第 5 項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（譲渡）（様式第 3 号の 4）によるものとする。

第 4 条 施行規則第 2 条第 1 項に規定する営業者の地位の合併による承継の申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併）（様式第 4 号）に

よるものとする。

- 2 市長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（合併）（様式第5号）を申請者に交付するものとする。
- 3 法第3条の3第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（合併）（様式第6号）によるものとする。

第5条 施行規則第2条第1項に規定する営業者の地位の分割による承継の申請書は、旅館業営業承継承認申請書（分割）（様式第7号）によるものとする。

- 2 市長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（分割）（様式第8号）を申請者に交付するものとする。
- 3 法第3条の3第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（分割）（様式第9号）によるものとする。

第6条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続）（様式第10号）によるものとする。

- 2 市長は、法第3条の4第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（相続）（様式第11号）を申請者に交付するものとする。
- 3 法第3条の4第3項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（相続）（様式第12号）によるものとする。

（変更等の届出）

第7条 施行規則第4条の規定による届出は、旅館業営業変更届（様式第13号）又は旅館業営業停止（廃止）届（様式第14号）によるものとする。この場合において、その届出が許可証の記載事項の変更に係るものであるときは、許可証を添付するものとする。

（許可証の書換え交付）

第8条 法第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4第1項

の承認を受けた営業者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 許可証

(2) 法第3条の3第1項の承認を受けた営業者の場合は、合併後に存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により旅館業の営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書

2 市長は、前条後段及び前項の規定により許可証の提出を受けたときは、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(許可証の再交付等)

第9条 営業者は、許可証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、旅館業営業許可証（紛失・毀損・汚損）届（様式第15号）により、市長に届け出るものとする。この場合において、許可証を毀損し、又は汚損したときは、当該毀損し、又は汚損した許可証を添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、許可証を再交付するものとする。

3 営業者は、前項の規定により許可証の再交付を受けた後において紛失した許可証を発見したときは、速やかに、これを市長に返納するものとする。

(宿泊者名簿)

第10条 施行規則第4条の2第3項第2号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 室名

(2) 年齢

(3) 到着年月日

(4) 出発（予定）年月日

(5) 前宿泊地

(6) 行先地

(飲料水の水質の基準)

第11条 条例第7条第2項に規定する水質の基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の1の項、2の項、

9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項につき水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「告示」という。）によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合することとする。

（飲料水の水質検査の回数）

第12条 条例第7条第3項に規定する水質検査は、毎年1回以上行うものとする。

（浴槽水の消毒方法）

第13条 条例第12条第3号ウに規定する浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することが適当でない等の理由により他の消毒方法による場合において、他の適切な衛生措置を講ずることを条件として市長が認めたときは、この限りでない。

（浴槽水等の水質の基準）

第14条 条例第12条第6号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）浴槽水の水質は、次の表の左欄に掲げる検査項目につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に定める基準に適合すること。

検査項目	検査方法	基準
1 濁度	告示第52号に定める方法	5度以下であること。
2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）については告示第47号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）については1リットルにつき8ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては1リットルに

		つき 25 ミリグラム以下であること。
3 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ミリリットルにつき1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

(2) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、次の表の左欄に掲げる検査項目につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に定める基準に適合すること。

検査項目	検査方法	基準
1 色度	告示第51号に定める方法	5度以下であること。
2 濁度	告示第52号に定める方法	2度以下であること。
3 水素イオン濃度	告示第48号に定める方法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては告示第47号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては1リットルにつき3ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	告示第3号に定める方	検出されないこと。

	法	
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、営業者から水質基準適用除外承認申請書（様式第16号）の提出があったときは、水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、同項の基準に適合することが困難な場合であって、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるとときは、同項第1号の表の1の項及び2の項並びに前項第2号の表の1の項から4の項までに掲げる基準の全部又は一部の適用を除外することができる。

（浴槽水等の水質検査の回数）

第15条 条例第12条第7号に規定する水質検査は、浴槽水にあっては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数を行うものとし、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水にあっては毎年1回以上行うものとする。

- (1) 毎日換水している浴槽水 毎年1回以上
- (2) 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水であって、塩素による消毒を行っているもの 6箇月に1回以上
- (3) 前2号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 3箇月に1回以上

（玄関帳場又はフロントの設備の基準）

第16条 条例第18条第1項第2号に規定する設備の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第48号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第62号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の千葉市旅館業法施行細則の規定により作成された様式で、現に存するものは、この規則による改正後の千葉市旅館業法施行細則の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、作成された様式で、現に存するものは、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成15年3月26日規則第15号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第9号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月30日規則第22号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月30日規則第12号）抄

- 1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前に交付した次に掲げる書面の掲示については、なお従前の例による。

（1）から（3）まで 略

（4）第4条の規定による改正前の千葉市旅館業法施行細則第3条第1項に規定する旅館業営業許可書

附 則（平成22年3月31日規則第43号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第30号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成26年1月10日規則第2号）

- 1 この規則は、平成26年1月11日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第44号）

- 1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成30年6月21日規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の千葉市旅館業法施行細則の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（令和2年12月15日規則第67号）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（令和3年7月15日規則第48号）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和5年3月31日規則第20号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和5年12月12日規則第53号)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和7年3月26日規則第12号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月11日規則第44号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

(表)
旅館業営業許可申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

申請者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
申請者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
生年月日	年月日
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名称	フリガナ
	所在地	千葉市 区 (電話)
営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業	
旅館業法施行規則第5条第1項に該当することの有無	無・有()	
構造設備の概要		
営業開始予定年月日		

手数料領收印	受付印
円	

(裏)

申請者が旅館業法第3条第2項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容	無・有（内容）
<p>（1）精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（3）拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>（4）旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（（8）において「暴力団員等」という。）</p> <p>（6）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（1）から（5）までのいずれかに該当するもの</p> <p>（7）法人であって、その業務を行う役員のうちに（1）から（5）までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（8）暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	

添付書類

- 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの）
- 構造設備を明らかにする平面図
- 配置図及び立面図
- 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- その他市長が必要と認める書類及び図面

様式第2号

千葉市指令 第 号

旅館業営業許可通知書

住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった旅館業の営業については、
旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり許可する。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地 千葉市 区
- 3 営業の種別
- 4 許可番号 第 号
- 5 許可条件

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第2号の2

旅館業営業許可証

1 営業者氏名

2 営業施設の名称

3 営業施設の所在地 千葉市 区

4 営業の種別

5 許可番号 第 号

6 許可年月日 年 月 日

7 許可条件

年 月 日

千葉市保健所長

印

注 施設の見やすい位置に掲示してください。

様式第3号

千葉市指令 第 号

旅館業営業不許可通知書

住所

氏名

様

年 月 日 付けて申請のあった旅館業の営業については、
旅館業法第3条第2項（第3項）の規定により許可しない。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

不許可の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号の2

(表)
旅館業営業承継承認申請書(譲渡)

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

譲 渡 人	住 所 (法人にあっては、主た る事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)	(※)
	連絡先電話番号	
	連絡先メールアドレス	@
譲 受 人	住 所 (法人にあっては、主た る事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)	(※)
	生 年 月 日	年 月 日
	連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@	

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

営 業 施 設	名 称	フリガナ		
	所 在 地	千葉市 区 (電話)		
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日	
譲渡予定年月日	年 月 日			

手数料領收印	受付印
円	

(裏)

譲受人が旅館業法第3条第2項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容	無・有（内容）
<p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（(8)において「暴力団員等」という。）</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（1）から（5）までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうちに（1）から（5）までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	

添付書類

- 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの）
- 旅館業の譲渡を証する書類
- 譲受人が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- その他市長が必要と認める書類

旅館業営業承継承認書（譲渡）

譲渡人：住所

氏名

様

譲受人：住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり承認する。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地 千葉市 区
- 3 承認番号 第 号
- 4 承認の条件

この承認の効力は、譲渡日をもって生じる。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号の4

千葉市指令 第 号

旅館業営業承継不承認書（譲渡）

譲渡人：住所

氏名

様

譲受人：住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項（第3項）の規定により承認しない。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

不承認の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号

(表)
旅館業営業承継承認申請書（合併）

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

主たる事務所の 所 在 地	
名 称	
代表者の氏名	(※)
(※) 記名押印又は法人の代表者が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により法人の代表者からの申請 であることを確認できる場合は記名のみで可。	
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の
3第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称	フリガナ		
	所 在 地	千葉市 区 (電話)		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
合併後存続 (合併により設立) する法人	名 称			
	主たる事務所 の 所 在 地			
	代表者の氏名			
合併により消滅 する法人	名 称			
	主たる事務所 の 所 在 地			
	代表者の氏名			
合併予定年月日	年 月 日			

手数料領收印	受付印
円	

(裏)

合併後存続（合併により設立）する法人の役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容	無・有（内容）
<p>（1）精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（3）拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>（4）旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（（7）において「暴力団員等」という。）</p> <p>（6）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（1）から（5）までのいずれかに該当するもの</p> <p>（7）暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	

添付書類

- 1 合併後存続（合併により設立）する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 合併後存続（合併により設立）する法人の役員（予定者）の名簿
- 3 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの）

様式第5号

千葉市指令 第 号

旅館業営業承継承認書（合併）

住所

氏名

様

年 月 日 付けて申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の3第1項の規定により次のとおり承認する。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地 千葉市 区

3 承認番号 第 号

4 承認の条件

この承認の効力は、合併の登記をもって生じる。

付記 合併の登記を終えた日の翌日から起算して10日以内に合併後に存続（合併により設立）する法人の登記事項証明書を提出すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

千葉市指令 第 号

旅館業営業承継不承認書（合併）

住所

氏名

様

年 月 日 付けて申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項（第3項）の規定により承認しない。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

不承認の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

(表)
旅館業営業承継承認申請書（分割）

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

主たる事務所の 所 在 地	
名 称	
代表者の氏名	(※)
(※) 記名押印又は法人の代表者が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により法人の代表者からの申請 であることを確認できる場合は記名のみで可。	
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の
3第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称	フリガナ		
	所 在 地	千葉市 区 (電話)		
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日	
分割により旅館業 を承継する法人	名 称			
	主たる事務所 の 所 在 地			
	代表者の氏名			
分割前の法人	名 称			
	主たる事務所 の 所 在 地			
	代表者の氏名			
分割予定年月日	年 月 日			

手数料領收印	受付印
円	

(裏)

分割により旅館業を承継する法人の役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容	無・有（内容）
<p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（(7)において「暴力団員等」という。）</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（1）から（5）までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	

添付書類

- 1 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 分割により旅館業を承継する法人の役員（予定者）の名簿
- 3 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの）

様式第8号

千葉市指令 第 号

旅館業営業承継承認書（分割）

住所

氏名

様

年 月 日 付けて申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の3第1項の規定により次のとおり承認する。

年 月 日

千葉市保健所長 団

記

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地 千葉市 区

3 承認番号 第 号

4 承認の条件

この承認の効力は、分割の登記をもって生じる。

付記 分割の登記を終えた日の翌日から起算して10日以内に分割により旅館業を承継した法人の登記事項証明書を提出すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉市指令 第 号

旅館業営業承継不承認書（分割）

住所

氏名

様

年 月 日 付けて申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項（第3項）の規定により承認しない。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

不承認の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第10号

(表)
旅館業営業承継承認申請書(相続)

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

申請者住所	
申請者氏名	(※)
(※) 記名押印又は本人が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
生年月日	年 月 日
被相続人との続柄	
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区 (電話)		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
被相続人	氏名			
	住所			
相続開始年月日	年 月 日			

手数料領収印	受付印
円	

(裏)

申請者が旅館業法第3条第2項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容	無・有（内容）
<p>（1）精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（3）拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>（4）旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（（7）において「暴力団員等」という。）</p> <p>（6）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（1）から（5）までのいずれかに該当するもの</p> <p>（7）暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	

添付書類

- 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍の全部事項証明書、除かれた戸籍の全部事項証明書等又は法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上ある場合にあっては、その全員の同意書
- 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの）

旅館業営業承継承認書（相続）

住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の4第1項の規定により次のとおり承認する。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地 千葉市 区

3 承認番号 第 号

4 承認の条件

審査請求等について

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第12号

千葉市指令 第 号

旅館業営業承継不承認書（相続）

住所

氏名

様

年 月 日 付けて申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の4第3項において準用する同法第3条第2項（第3項）の規定により承認しない。

年 月 日

千葉市保健所長

印

記

不承認の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第13号

(表)
旅館業営業変更届

年　　月　　日

(あて先) 千葉市保健所長

営業者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
営業者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

許可申請(承継承認申請)事項を変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市　区 (電話)		
営業の種別		旅館・ホテル営業　簡易宿所営業　下宿営業		
許可番号		第　　号	許可年月日	年　月　日
変更事項	変更前			
	変更後			
変更年月日		年　月　日		
			受付印	

(裏)

添付書類

- 1 営業施設の構造設備を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面
- 2 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書
- 3 旅館業営業許可証の記載事項を変更した場合は、当該旅館業営業許可証
- 4 その他市長が必要と認める書類及び図面

様式第14号

旅館業営業停止（廃止）届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

営業者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
営業者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

旅館業営業を停止（廃止）したので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区		
営業の種別		旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業		
許可番号		第 号	許可年月日	年 月 日
停止	停止事項	全部・一部()		
	停止期間	年 月 日から	年 月 日まで	
廃止	廃止年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 営業施設の構造設備の一部停止の場合であって、停止部分を本届出書への記載により特定することが困難なときは、停止部分がわかる書類
- 2 営業施設の廃止の場合は、旅館業営業許可証

受付印

様式第15号

旅館業営業許可証（紛失・毀損・汚損）届

年 月 日

（あて先）千葉市保健所長

営業者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
営業者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

旅館業営業許可証を（紛失・毀損・汚損）したので、千葉市旅館業法施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設	名 称	フリガナ		
	所 在 地	千葉市 区 (電話)		
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日	

添付書類 旅館業営業許可証を毀損し、又は汚損したときは、 当該旅館業営業許可証	受付印
---	-----

様式第16号

(表)
水質基準適用除外承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

営業者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
営業者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(※)	
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。		
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@	

千葉市旅館業法施行細則第14条第2項の規定による((原湯・原水・上がり用湯・上がり用水)・浴槽水)の水質基準の適用除外の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設	名 称	フリガナ		
	所 在 地	千葉市 区 (電話)		
営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業			
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
除外申請項目 (該当するものに○)	原湯・原水・ 上がり用湯・ 上がり用水	色度・濁度・水素イオン濃度・ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		
	浴槽水	濁度・ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		
申請理由				

受付印

(裏)

添付書類

- 1 原湯、原水、上がり用湯若しくは上がり用水又は浴槽水の水質検査結果の写し
- 2 浴槽水に投入する入浴剤等が衛生上危害を生ずるおそれがないことが判断できる書面等
 - (1) 浴槽に入れて使用する医薬品であることを証する書類
 - (2) 入浴剤（医薬部外品）であることを証する書類
 - (3) 浴槽に入れて使用する化粧品であることを証する書類及び製造者が安全を保証する書類
 - (4) 古来浴用に供されていることを証する文献等の資料の写し
 - (5) 温泉分析書の写し